

四度加行の基礎資料 (四)

―『四度加行用心等(十金胎護)』(後)―

中山照玲

本稿は、前稿(成田山仏教研究所 紀要 第四十六号所収)の拙論の続篇である。重複するのであるが、凡例をここにも添付させていただく。

凡 例

⑧底本 成田山仏教図書館所蔵 [和一二四五六] 『四度加行用心等』澄恵口述 宥怡記

これは右の『四度加行用心等』澄恵口述宥怡記の写本を明和三年(一七六六)八月に智積院第二十二世化主動潮僧正(一七〇九―一七九五)が転写し所持しておられた本を、さらに宥豊師が享和三年(一八〇三)二月に再転写した写本である。

⑨別本 筆者所蔵 外題『十金胎護』内題『四度加行用心等』澄恵口述 宥怡記

この写本は高野山西院山本坊で石州銀山之住舜良房宥壽が、慶長十四年(一六〇九)八月二十日に写得したもので、安永八年(一七七八)八月十日に丹州何鹿郡西方村寶満寺苾芻智光が転写した写本である。

⑩真福寺本 『幸心方 四度次第』弘法大師一千百年遠忌記念出版 昭和七年六月十五日発行。

この『四度加行用心等』で引用している四度部の念誦次第の部分については、この真福寺本を参照することにする。

金剛界 委旨可レ見ニ頼記教記一

等一 等

一 上堂觀等如ニ彼両記一

③至道場門觀下 印法

⑤同 手掌

⑥同 作レ

拳ニ

辟除 ④同

東北。

付ニ金剛拳ニ頼記野澤ノ異

ナシト見ヘタレ任近來ハ、如ニ道決抄一空ノ甲ノ上ヲ風ノ甲ノ

崎一 崎

崎ニテ押ス也

兩一 兩

左旋等 左右ニ繞ス、時解テテ拳ヲ两手共ニ申風一界 ④開道 障

場門觀下 壇前普礼 文 初心行者ハ五体投地ノ礼 ニテ 可誦普礼真

言ヲ已達ナラハ取呂ヲ礼シナカラ可誦普礼ノ明一又初心

ナラハ不用金掌ヲ已達ナラハ用金掌事也 ④壇前普礼下 端身 弁

寧一 寧、寧、寧

供 文 丁寧 ニハ 承仕闕伽折敷ニ闕塗花ヲ備ヘ儲脇机等ニ

置クヲ行者着座ノ時壇上ヘウツシ置ヲ云弁供ト或又火舎ノ

際ニ兩方ニ闕塗花ト重子タルヲ着座ノ時塗花ト一ニ取

並 ヲモ 云弁供ト又少 シモ 不違各ノ座位ヲ備置タレ任行者

着座ノ時一ニ押シ直ス躰ニスルヲモ云フ也 ②常ニハ 此ノ

義也一切ノ行法ニ必ス可有之一

②④「如ニ彼両記一 印法 手掌 作レ拳 辟除」ノ十二字別本ニハ、小字右ヨセ。

②⑨「界」別本ニハ、「法界」トアリ。

②⑩「礼」別本ニハ無シ。

②⑪「金掌」別本ニハ、「合掌」トアリ。

②⑫「金掌」別本ニハ、「合掌」トアリ。

②⑬「事」別本ニハ、「常事」トアリ。

②⑭「闕伽」別本ニハ、「阿伽」トアリ。

②⑮「花」別本ニハ、「等」トアリ。

②⑯「弁供」別本ニハ、コノ下ニ「縦」ノ字ヲ加エテイル。

②⑰「着座」別本ニハ、「座」トアリ。

②⑱「常ニハ此ノ義也」別本ニハ、次ニ「十八

道ニモ弁供有ル也」ヲ加エテイル。

广—摩、尸—嚴

問弁供ノ時可誦慈救咒云人有如何 仰云不レ尔可レ

住ニス不動ノ三尸地ニハ ④御自筆 今加行ノ時ハ先ツ莊尸ノ時悉ク

備置テ其後門前へ出テ作法スル也 又着座普礼 弁供、

威儀衣文ナト直ノ 念珠ヲ三返 ④或三 計リ摺リテ 珠ヲ左机ニ

置テ金掌ニテ可レ誦普礼明一此等ノ作法ハ一切ノ供養法ニ

无—無 可レ有レ之此ノ位ニ金剛掌ハ无ト云説ハ廣澤義也 ④上 置珠一

移金掌一之間名香ヲヒ子ルヘシ或又門前ノ作法莊尸ノ

時也

観—観、観

三蜜観 顕得 口業中ニ三返文 以口傳一四返誦スル

也 身三口四意三ノ十惡業ノ對治ナルカ故 難救 能

救 清潔 虚心合掌文 三補吒 梵語虚心ハ漢名也 不レ

介—金剛ノ略 思ニ各別ト 跛娜謨 ④連花部ニマヤ下 跛娜摩 ④オイ 唵日囉 ④バゾロハ女 唵日囉 ④バザラハ

男 被金剛甲トヲ 加持香水真言ニ二種出セリ 已達ハ枳

里ノ明ヲ用ヒ 四度別行ノ時ハ如二十八道ノ悉ク明ヲ用

②⑤「莊尸」別本ニハ、「サム」トアリ。

②⑥「作法スル也」ノ次ニ別本ニハ、小字 右ヨセテ「已上」トアリ。

②⑦「四返」別本ニハ無シ。

②⑧「金掌」別本ニハ、「合掌」トアリ。

②⑨「金剛掌」別本ニハ、「合掌」トアリ。

②⑩「置珠」移金掌ニ之間名香ヲヒ子ルヘシ 或又門前ノ作法莊尸ノ時也」別本ニハ、
「置珠」移金掌ニ之間名香ヲヒ子ルヘシ 或又門前ノ作法莊尸ノ時也」トアリ。
小字ニ行割書ニナツテイル。

②⑪「一」別本ニハ、「一」トアリ。

加持供物小五古ノ印ハ、中指ヲ中ニシテ中古トシ、四指ヲ四方ニ

ナシテ四古トスル也。三返加持スル間ニ降三世ノ大咒

一返、前後供養取合テ加持六返真言ニ返也。加持ノ様ハ

前供ノ方ニ印ヲアテ、左ニ三返旋ラシ後供ノ方ヘアテ、

右ニ三返旋ラス也。印上下スルハ見悪シ、只逆順ニ旋轉

スル也。小三古印ニテ加持スル時モ如レ此准之。但加持

香水ニハ印上下スル也。

凡今記ノ分ハ、前供後供ノ加持見タリ如何。前後執合辟

除結界ノ意ニテ順逆各言一返ト覺敷也。但頼教両記可見

之一已上

毘那耶迦。⑧持持供物下。⑨文字觀下。⑩同。却火。ホウキ法器。當心。身。二字共ニ

音ニ用之。一。仏部心文。止左觀右約束何ツモカハララス禪智

トハ、十八道ト金剛界ト異也。如云上⑪。左右

頂上散印文。視心迄也。惣四処。五。九。十二。

印スル皆視心也。直不可當之。何ツモ印ヲハ高クハ胸ノ

⑧「左」別本ニハ、「印ヲ左」トアリ。

⑨「今記」別本ニハ、「今ノ説」トアリ。

⑩「約束」別本ニハ、「左右ノ約束」トアリ。

⑪「如云上」別本ニハ、「如上ニ云フ」トアリ。

程下クハ臍ノ通也 或ハ臂ヲイカラシ又ハアマリニ身ニ引

付ル何モ悪シ 能ク可ニ相計一

胡麻 歴然 全身 金剛持遍礼 此ハ野金又ハ報恩院

法則集分明也

愍淨 沉溺 不レ達 濫界處 無量ノ福聚 契一

有暴 入智 合智 普賢三昧耶 忍願 三昧耶

四義文 秘藏記ニ明ニ平等義誓願ノ義驚覺義除垢障義ヲ

主掌イ本ニ主宰也 何レモ訓ハツカサトル也

法輪文 摧彼獸離輪云 付ニ此文一發惠抄ニハ摧ニ彼ノ一

一ヲ輪ナリト云矣ヲ為レ勝トシトリハ小乗ノ當分即所破也

輪ハ今ノ法輪即能破也 於レテハ義ニスナヲ也 尔氏山中ノ

古本ハ悉ク摧クト〇輪ヲ卓シタリ尔者獸離輪迄ハ所破也

小乗ニモ法輪ノ四諦法義有レ之故ニ々ニ摧ノ一字能破ノ今輪

ナルヘシケニモ初ノ卓ハアマリニ細クエカマシク聞ヘタ

リ 只可同諸本一其ノ上一山ノ諸歎昔ヨリカクコソ覺ヘ

介一金剛

衆一衆

⑳ 「於レテハ義」別本ニハ、「於ニテハ義理」トアリ。

㉑ 「〇輪」別本ニハ、「輪」トアリ。

㉒ 「エカマシク」別本ニハ、「コカマシク」トアリ。

㉓ 「昔」別本ニハ無シ。

付タレト云々

②召羅下
歎多 妙觀察智文 諦視等ノ段ニ有ニ乱脱一謂ク住ニ寂

滅〇真実智ニ想ヘ身ニ証ソ十地一住ニセリ於如實際一即視²⁷⁾セヨ

於ニ空中ニ諸仏如ニ胡麻ノ遍滿シタリ 虚空界ニ空中ニ諸如来

等云

通達菩提心 定中誦普礼真言ト者必可誦普礼明一

礼仏足言文 此ニテ又可レ誦也

②修持心下
長時 成金剛心文 諸尊法ヲ²⁷⁾金剛界ノ大法ニ引入テ修

時ハ成金剛心ト証金剛心トノ鉢娜麼ノ句ヲ随レ尊ニ可レ替レ

之ヲ假令宝部ノ尊ナラハ罗怛曩 羊石部ナラハ羯麼等

ナルヘシ 余准知セヨ

四佛繫鬘文 卍²⁸⁾兩方何レモ用レ之可任意 此印ハ結ニ

前ノ四佛加持ノ印一ヲ 真言一返唱テ其後兩手作レテ拳ニ頭

指ヲ申テ三返旋ラシサテ頭指大指ノ端ヲ合テ結レテ糸兩方ハ

引シムル如クニノサテ如ニ²⁸⁾垂帶ノ結^モ三結スルヨリ

罗一羅

并一菩提

垂一垂

27) 「兩方」別本ニハ無シ。

28) 「証金剛心」別本ニハ無シ。

29) 「金剛界」別本ニハ「金界」トアリ。

30) 「礼仏足言」別本ニハ「礼仏足白言」トアリ。

31) 「誦普礼真言」別本ニハ、「誦普礼一白言」トアリ。

32) 「誦普礼真言」別本ニハ、「誦普礼一白言」トアリ。

以下、如レ此

結胄文 十二処ニ配ル事モ皆観心也

但膝ノ方へハ印ヲ聊カヨスル躰也 一処ニテ結事ニ手ヲ

三度轉スル也 毎度如此一也 結ヒ了^テ如垂帶ノ三返舞

儀ノ 三拍スル也 如ニ常ノ拍掌ノ也 尔ルヲ垂帶ノ後金

剛合掌ノ真言ト以下ノ功能ヲ讀ミテ 後三拍スル人有リ非也

合掌ヲ於頂上ニト有レ任結了^{レハ}即チ舞シ廳テ而拍掌スル

也

付ニ垂帶一外へ垂レ下スト内へ打懸ルトニ説也 常ニハ後ノ

義也

後ノ義ヲ為レ勝ト上繫鬢ヲ垂帶等何レモ可准知一

現智身文 當一ハ末ハ細字ノ視ヲ用ル也 松一用ニ初ノ籠

字ヲ一也 印ハ二大指ニテ召入スル也

見智身文 如レ前ノ入置キ不召入一也 只其任誦レ言マ

テ也

⑧「後ノ義ヲ為レ勝ト」別本ニハ、「義ハ前
義ヲ為レ勝ト」トアリ。

羊石一羯磨

四明文 召引シスム

陳三昧耶文 金龜 妙高山王 七金山 宝山 羊

石身 從大日如来御頂上文 御頂 上へト覺へ付タリ

尔^トミクシノ上へト読人有リ 无苦勞一坎云

大谷道場観^{不坎}○用之

本教。虚空界。成法曼荼罗文 或本ニハ法界曼荼罗

云 界ノ字宜キ坎 但諸本^{經深瑜自筆隆瑜}後瑜^{後瑜自筆同之}界字无之有无

何レモ有其由一也云 或畫或銅 啓請 不改前印文

前印ハ收レル口ニ時散スル印治定也 又以前ノ印一結フ也

不成余印一故ニ云不改トハ也

聖尊 伽陀文 如鈎ノ中後不^{チウツシロヒ}レ着ケ 伽陀ノ初^ニ行者実

名呼加^{或施主}或^{其者}其者也

金剛王云 大指中指相捻文 開心秘決^親彈指ハ頭指也^尊

云 如常ノ彈指一也 頭指ヲハレハ大指ハ必ス中指ノ中

文程ニ一側當ル也 故ニ本次才ノ印^{ニモ}不レ違也 第四鈴文

⑳「其者」別本ニハ、「亡者」トアリ。
㉑「頭指」別本ニハ、「頭」トノミアリ。

㉒「後瑜」別本ニハ、「俊瑜」トアリ。
㉓「也」云 別本ニハ、「坎」トアリ。

引入^{セラレ}大方夕罗ニ給^フトヨム也

闕伽文 若無器者文 仰云容有ノ文ナルヘキ事尔也

サレ^レ此文无用欵既行^ニ金剛界大法^一程ノ事ニ闕伽器ノ^{②⑤}「金剛界」別本ニハ、「金界」トアリ。

ナカルヘキ事ハ、^{②⑥}如何経軌^一文ノ任ナラハセメテ也^云

金剛愛文 射法^ル 因^ル并文^{ツツセ} 覆拳^一屈進力^一々々ノ崎^ニ

拄臍^一云 護并文 先^ツ作^リ二拳^一各ノ伸屈^レノ風^ヲ向

胸ノ前^ニ三度纏結^テ左右^ニ引^レ之被^レ甲冑^一結^レ緒^ヲ意也

塗香并文 磨塗^{スリヌル}時^ス右^ヲ上^ノ方^ニ左^ヲ下^ニ二手^{上下}相並^テ

胸^ヲ押^シ樣^ニスル也 必^ススリヌル樣^ニ不^レ可^レ轉^之一^{②⑦}

摩耶會^ニ因^テ并ノ入^レ縛^ハ外^ハ縛^也 剩^ヘ都督^ノ次^才ニハ直^ニ内

縛^ト云 是^モ入^レ縛^ニヨム也 利^井ノ印^忍願^ヲ豎^ルニ

替^テ入^レ縛^ト云^也 四^ハ一^ハ无^名指 五^ハ小^指也

幢并ノ入^レ縛^モ外^縛也

一大^ニ供養會^ノ五佛^ノ印^ハ羊石會 三^ニ尸耶會^ノ古^来兩^説也

任^レ意^用之^一云

迄一迄

并一菩薩

ム一私

南右文 三戸耶會ノ光井ノ事也 如今ノ記者羊三兩會ノ光印各別ニ見タリ然ニ兩會共ニ光印ハ全同レ之様ニ存置也

如何^已上 ム云以前雖記誤ト今度御披覽々時被レ加ニ

御自筆^一之故^二不及判定^三也

南後笑処^文 野金²⁸⁷ニ笑処ハ人中也ト注シ玉ヘト未²⁸⁸ニタ分

明^一 事林廣記^ニ唐書^卅卷人中トハ鼻ノ下口ノ上ノ溝ノ中ヲ云ト

見^ハタリ^{御自筆}人面之畱^卅在^之已^上

畱一圖、
陀一

觀法 弥陀定印也

布施 以下ハ六波羅蜜也

說法 两手ノ爪崎合^テ齒食合スル如スル也

金剛拳大印^文 以下ノ四^卅即四印會也

四智讚文 仰云事供ノ次ニ唱^ル也 十八道^ハ只合掌也

金剛界修行以後^ハ必今ノ如ク四段^ニ可レ唱^レ之^云

一仰云大供養會ハ四度ノ初行計^リ行^レ之正行已後^ハ畧

不修^之一 但諸口決等^ニハ²⁹¹不見也 山中一同^ニ仕付^シ来故

287 「判定」別本ニハ、「判定」トアリ。

288 「野金」別本ニハ、「野會」トアリ。

289 「未ニ分明」別本ニハ、「未分別」トアリ。

290 「撰」別本ニハ、「撰」トアリ。

291 「四卅即」別本ニハ、「四ヶ即」トアリ。

292 「唱ル也」別本ニハ、「唱ルニ四智讚」トアリ。

293 「以後」別本ニハ、「已後」トアリ。

294 「不見也」別本ニハ、「不見合也」トアリ。

准之迄也 ④御自筆 松一俊盛記ニ在之 當流ニハ不見也^上

本尊羯磨加持ト云ヨリ五部百字加持入我々入ト次第ノ
行之 入我々入ノ次ニ正念誦ノ上又本尊加持有之一故ニ

本尊加持四ヶ処也 三ヶ処ハ如レ文也

ホ一等

第一等

一正念誦ノ旋轉等ノ作法ト次才ニハ前後ノ見ヘタリ真言ホハ
如ク次第ノ法則ハ如ク二十八道ノ用之

一次字輪字義視 ⑤ 展轉相接ノ等ハ双視

如是順逆等ハ廣斂視 猶住定心等ハ布字視

言亡慮絶等ハ无分別視也

散念誦^文 流々ノ不同有之當流ニハ仏眼九一返 台大日

百返 金大日千返 金薩百返 隆三世大咒廿一返

大金七返 一字金輪百返也 但印可水丁ノ時ナラハ金

薩ノ次三世ノ上ニ阿闍梨位ノ言ト不動ヲ載スル也

八供養^文 以下少シ乱レリ 八供^{ノ理} 次ニ一とニ供物ヲ

事供スヘシ ⑥ 闍伽ノ次ニ後鈴 次替^{智四} 普供養三万 祈

④「五部百字」別本ニハ、「五百字」トアリ。

⑤「一次字輪字義視」別本ニハ、「次字輪字義」トアリ。

⑥「展轉相接」別本ニハ、コノ前ニ「展轉」等ハ字輪觀諸法本不生ホハ字義觀」ヲ加エテイル。

⑦「以下少シ乱レリ」別本ニハ、「此下少乱」トアリ。

⑧「供スヘシ」別本ニハ、「供スヘシ之」トアリ。

願 礼仏^⑩其ノ次第如十八道^一 但其文^ニ存畧可有之^在別

今ノ次才^ハ結願作法坎 何^レモ以口傳^ラ可修之^一

解羯磨^文 可用羊石穆^一

已上金剛界了^⑪

⑩ 「礼仏」別本ニハ、「礼仏等」トアリ。

⑪ 「可修之」別本ニハ、「可^レ行之」トアリ。

⑫ 「已上金剛界了」別本ニハ、「已上金剛界了」トアリ。

胎藏界委旨如「頼教面記」

作法如金剛界云 只如二十八道一也

金一起金剛界文以上二種在 字觀以下ハ三種也

二種④ノ言如何 仰云必定ノ覺悟无之一 但観仏ヲ字

観ノ攝在トスル義有之一坎 可見口決等ヲ云

發芥心方便 定印ト者法界定印也 惣⑤台藏定印ト云

ハハ法界定印也 金界ナラハ弥陀定印ナルヘシ

勸請方便ハ普印也 大鈎召ヲモ用エ

勸請五大願ノ文ハ在別一 勸請ニ當流ハ必可有入句一

四无量観 此ノ所ハ必ス弥陀定印也 余ハ如上一

誦地神偈 晴時⑦自行一切長跪也 其ノ作法如野台一

勸請地神 右ノ風ニテ召之一

酒淨文 如前ノ順酒也⑧ 理性院ニハ直ニ酒

也 謂ク供物等ニ直ニ酒ク「三度上下スル也」 定印ト

者次下ノ持地モ同ク定ノ手ノ事也法界弥陀等ノ定印ニ非ス

④「二種」別本ニハ無シ。

⑤「發芥心方便」別本ニハ、「發芥方便」トアリ。

⑥「台藏定印」云「別本ニハ、「胎藏」只定印ト云ルハ」トアリ。

⑦「勸請五大願」別本ニハ、「勸請五大」トアリ。

⑧「晴時」別本ニハ、「晴」トアリ。

⑨「先不覆蓋」理性院ニハ直ニ酒也謂ク供物等ニ直ニ酒ク「三度上下スル也」別本ニハ無シ。

酒一灑

登^{チウ}底^{チウ} 異本登^{トウ}底^{トウ}孕^{チウ} アヤマリ也 底孕^{トウ}ハ上ノ字ノカナ也

尔^ラ反^{カヘシ}ハツナルヘシトウノカナ理^リ不理也^⑩

薩^サ鏤^ラ婆^ハ識^ハ縛^ハ底^ハ

迅^⑪疾^{疾ヲ下}持^持 掌^⑫心^同相^同着^同文 金剛合掌^ラ横^ニナシテ右^ヲ上^ニシ

逆^ニ三^ニ轉^ニ左^ニ上^ニニシ順^ニ三^ニ轉^ニスヘシ

遍^ニ智^ニ院^ニ 智^ト知^ト 異本有^リ尔^ト遍^ト知^トノ二^ニ字^ニヲ平^ニ清^ニ仕^ニフ也

成^ニ賢^ニ御^ニ住^ニ房^ニノ時^ハ智^マレ知^マレ可^レ云^ニ遍^ト知^ト院^ト翻^レ之^ニ

金^ノ界^ノ成[。]身[。]會[。]ノ時^ハ身^ノ字^濁ル也 院^号ノ時^ハ成^身院^也

毘^俱胝^ハ皴^ノ梵^語也 胝^ヲチト テイトノ两^音アリ任意^ニ

忙^{マウ}莽^{マウ}鷄^{ケイ} 視^⑬如^⑭嗔^⑮打^文 視^心也 但^何トナク成^ニ

嗔^⑯其^⑰氣^⑱色^⑲一^ニ見^ルヘシ外^見惡^シカラヌ様^ニ可^計之^ヲ打^事ハ

三^度也

勝[。]三[。]世[。] 當^流ハ尔^也 松^一ニハ三^ノ字^スム也

无^量声^仏頂^常ノ商^佉ノ印^也 二^風絞^ツテ火^背一^ニ空^ヲモ

テ捻^ノ火^ノ中^節一^トヨム也 如^ニ野^台一^ノ

⑩「理不理也」別本ニハ、「理不盡也」トアリ。

⑪「嗔」別本ニハ無シ。

皈—歸—歸

三補吒^④ 擬ノ字不審也 尔^モ諸本如レ此

伊舍那 火天^ハ 右^④如常ノ旋无畏 左^ハム子ノ前^ニ仰ケ

横^ヘ火空相捻^ノ三角也

阿。跢哩仙 深。沙大。王^{奉教旨下} 拏。吉尼 金趨鳥^{シツテウ} 難

陀 拔難陀 如梵篋ノ印^一 皈命難陀マテハ右ノ手ヲ上^ニ

シテ誦之 鉢難陀以下ヲハ左ノ手ヲ上^ニ誦シ了ル也

真言^ヲ分^④二三句^ニ左右ノ手ヲ上下^ニスルマテ也

諸藥叉 如印文但内縛^{ニスヘシ}ニ火^ニテ二中ノ押^レ甲^ヲ也

大惠刀^{ヨリ}以下平等開悟^迄ノ廿五ケ^ヲ云如来身會^ト也

或^ハ入仏三昧耶^{ヨリ}平等開悟^迄ヲモ云如来身會^ト也

尔^ト常^ハ初説也

如来頂相如鹿字不^レ用^ニ細字^ノ或字^一^④ 或字^一^④

毫相藏 袈裟ノ後ノ角^ミヲ取^テ腕^ニ一カラミノ端^ヲニキリ

前^ヘノ手^ニハシヲ又^一カラミノハシヲ取^リ合^テニキル如

尊師^一 但此^付大成袈裟^ニ事也 常^ニハ前^方ノハ

④「右」別本ニハ、「后」トアリ。

③「分二三句」別本ニハ、「分二句」トアリ。

④「二火」別本ニハ、「二大」トアリ。

④「或字」別本ニハ、「或傳」トアリ。

④「前ヘノ手ニハシヲ」別本ニハ、「前ハシヲ」トアリ。

④「ハシヲ取リ合テニキル」別本ニハ、「取合テニキル也」トアリ。

④「大成袈裟」別本ニハ、「大袈裟」トアリ。

④「常ニハ前方ノハシヲ」別本ニハ、「常ニハケサノ前方ノハシヲ」トアリ。

シヲ少シ取ル、适也

大鉢 法界定印ナリ 付之左手ニ敷キ袈裟ヲ其ノ上ニ置

右ノ手一也 両手カサヌル間ニ袈裟ヲ置テ隔ル也

本尊加持ヨリ 暫置本処迄ノ四行一向ニ畧之一

本尊加持ニハ 外五古ニ列ビテ等ヲ用ル也

次住定印ヨリ謂云入我、入、観也 本尊即我身マテ行シ 次本尊

加持外五 次正念誦ノ行法有之可レ如ニ金界ノ 但シ明ハ

異也 彼ハ、ア、イ、ウ、エ、オ此ニハ、カ、キ、ク、ケ、コ 次本尊

加持五 次結印定印當臍等率都婆身也マテ用之 次本

尊加持外五 次隨意念誦謂此散念誦 佛眼尤一返 金大日百反 台大日千反

金薩百反 般若百反 不動百反 大金七反 一字百反 摺レ珠祈

念所求一ヲ ③②「金薩百反」別本ニハ無シ。

次仏眼印明 五供印明 事供闍伽マテ供之 心畧 虚

空藏明妃 三力 祈願 礼佛 後鈴 廻

③①「別本ニハ、「外五」トアリ。
③②「結印定印」別本ニハ、「結定印字輪観ホ也」トアリ。
③③「外五」別本ニハ、「五」トアリ。

取一最

向^{所修}一切等 次取香呂^一一金一打 所修功德廻向^三宝願海

等如金界^二了^{置香呂^解解加持句^金掌^{奉送}奉送如金界^{金一}欸}

三部被甲普礼^ノ○打

私云⁴⁷取初^二本尊加持^ト云ヨリ作法自行^ト与^レ晴不同ナル

故^二本次才前後乱^{セリ}依^レ之任師口^一記之本尊^ハ四処也

晴ノ法則又灌頂後夜ノ作法等^達可同之

一 随意念誦ノ前^ヘノ毫相悲生眼不動等^三三種畧之

咒^{シユ}珠^ス 淨供物^イ字用之文 今^ハ不尔用釵印一字ノ

明^一也

一 五色界道ノ次^ニ有三重界道^一外五^イ等也

次定印^ト者改之用如来拳印^一

道場観ノ終^{リエ}有^二七処加持^一而後外五古^ニイ等也

一 問虚心合掌^ト与^{蓮花合掌}不同如何 仰云同物也

中指ノ崎開^ト運^合不^レ開^心替^也云

④① 「解」別本ニハ、「解界」トアリ。

④② 「金掌」別本ニハ、「合掌」トアリ。

④③ 「奉送」別本ニハ、「奉送偈」トアリ。

④④ 「私云」以下「可同之」マデ、別本ニハ小字ニナツテイル。

④⑤ 「可同之」別本ニハ、「可同之也」トアリ。

④⑥ 「等」別本ニハ無シ。

④⑦ 「イ」別本ニハ、「イ」トアリ。

④⑧ 「二」別本ニハ無シ。

④⑨ 「蓮花合掌」別本ニハ、「蓮合」トアリ。

④⑩ 「心虚」別本ニハ、「心虚」トアリ。

④⑪ 「替」別本ニハ、「異」トアリ。

一額③⑤ノ後ウシロハ 頂③⑥ノ後ウシロハ 喉ウシロノ後ウシロハ 頂③⑥ノ後 胸ウシロノ後ウシロハ 背ウシロノ後ウシロハ

臍③⑦ノ後ウシロハ 腰ウシロノ後也 能ウシロト可ウシロト二分ウシロ別ウシロ一ウシロ

一晴法則如何 仰云後鈴ノ次③⑧ニ合掌③⑨ニテ行者出③⑩ニ取修

一切等ノ句一 助音アレハ其ノ間ニ解界等供養法悉③⑪クテ

取ニ香③⑫呂③⑬一金一打取修功德等ヲヨミテ助衆ノ大悲毘盧遮

那仏ノ時金一打③⑭テ下座スル也③⑮

次③⑯ニ灌頂③⑰ト御修法③⑱トニハ後鈴ノ次③⑲キ所修一切ノ前③⑳ニ金一打㊦不取㊧

後夜ノ偈ノ首㊨ヲ出㊩テ助音ノ止㊪ム時取修一切等ヲ出ス也

廻向ノ助音ノ間解界 次㊫ニ取レ呂㊬ヲ金一打取修功德ノ廻

向ホ㊭ヲヨミ助衆皈命頂礼大悲ノ邊③⑳ニ至㊮ル時金一打下座シ

三礼了

理性院方ニハ水丁㊯ニモ不誦後夜ノ偈一其ノ故ハ此ノ偈ハ

唯金剛頂經㊰ニノミ説故㊱云

已上胎界了

③⑤ 「二」別本ニハ無シ。

③⑥ 「頂後」別本ニハ無シ。

③⑦ 「後」別本ニハ無シ。

③⑧ 「後」別本ニハ無シ。

③⑨ 「後」別本ニハ無シ。

③⑩ 「後」別本ニハ無シ。

③⑪ 「後」別本ニハ無シ。

③⑫ 「後」別本ニハ無シ。

③⑬ 「後」別本ニハ無シ。

③⑭ 「邊」別本ニハ、「偈」トアリ。

護摩委細如兩記

護广—護摩

十金胎ノ外ニ護摩ノ加行^③各別ニ无之^③ 一 供養法ハ如レ常ノ

不動法也 十八道兩界ハ必ス可暗誦之^③ 一 至護广次第^③者

暗誦之法式不可有之練磨之後於師主ノ前^④以本可校合

之^④一 行^④之時^④不可用本^④也 散念誦^④ニハ四大明王ノ言各

百反或^④凡^④一^④反^④多^④分^④ハ凡^④一^④反^④也 當流^④ハ不用小咒^④ 一

大咒也 ^④ム云於本寺ニ護广^④之時^④必^④定^④百^④ヶ^④日^④故^④ニ遍

数^④少^④分^④モ不^④レ苦^④坎^④ 於田舎^④者^④日^④数^④減^④スル^④一^④有^④之^④一^④其^④

時^④ハ遍^④数^④ホ可^④嚴^④重^④ 一 若^④シ自^④行^④ナト^④ニハ畧^④義^④亦^④用^④レ^④之^④一^④其^④

散杖^④可^④新^④調^④ナル^④ 散杖^④ハ嗽^④口^④洒^④淨^④ノ器^④ノ上^④ニ並^④置^④之^④一^④内^④ノ

方^④ハ洒^④淨^④ノ散杖^④外^④ト^④ノ方^④ハ嗽^④口^④也^④ 又^④洒^④淨^④ハ着

座^④寂^④初^④供^④養^④ノ時^④マ^④ト^④加^④持^④散^④洒^④淨^④等^④如^④常^④ 一 嗽^④口^④ハ始^④終^④何

レモ^④ 一^④度^④ニ^④九^④ツ^④叩^④ケ^④也^④ 其^④ノ様^④ハ先^④ツ^④シ^④ツ^④ク^④ト^④三^④ツ^④打^④チ^④中^④間

ノ五^④ツ^④ヲ^④續^④ケ^④打^④チ^④ニ^④シ^④テ^④終^④リ^④ノ一^④ツ^④ヲ^④ハ^④チ^④ト^④程^④ヲ^④アラ^④セ^④テ^④打

也^④ 拍^④子^④ニ^④カ^④、リ^④ア^④マ^④リ^④ニ^④事^④カ^④マ^④シ^④ク^④打^④ツ^④ハ^④輕^④忽^④ノ^④躰^④也^④

③ 「各別」別本ニハ、「別」トアリ。

④ 「以本可校合」別本ニハ、「以本而可校合」トアリ。

④ 「ム云」以下「畧義亦用之」マデ、別本ニハ一字下ゲニシテイル。

洒—灑

取—最

躰—体

補闕大金剛輪ノ明三七返ル^レモ急ナラハ六七返^モ亦用之

多分^ハ此ノ義也^云

羊石加持 持杵^ヲ珠^ヲ腕^ニ懸^ケナカラ腕相交ル^レ如常付

之右押左^ト云^フ故腕^サ内^ニテ押^ト外^ニテ押^トノ兩説有

任意^ニ但常^ニハ右ノ腕^ノ外^ニテ左ノ腕^ノ内^ノ方^ヲ押^ス也^而^④

後置珠^ト

々字観等如^レ常行^レ之至散念誦^ニ残^ニ大金一字^ヲ入^ニ護

广^ニ之時不^レ摺^レ珠腕^ニカクル也

入護摩 大日印^文 初心^ハ智拳印[㊦]ノ明也 已達^ノ

人^ハ随^ニ相承^ノ重位^ニ重^ノ秘印^等可^ニ任意^ニ 芥子加持

獨古^④或劔印任意^ニ投^ルハ必^ス從東北ノ角^ニ始^ム也 随方

観心^ノ二義中^ノ此随方也^④ 道何方^ヘ向^テモ先東北^{ヨリ}始^テ

東辰巳南等ト順^ニ八方^ハ直^ニ投^也^④ 上方^ヲハ仰^ケ手^ヲ下方

ヲ^ハ覆^レ手^ヲ是又直^ニ上下投^ル也 付之下方^ヲハ炬^ニ投^付ル

躰^ニ可投也

④「而」別本ニハ、「尔」トアリ。

④「獨古」ノ次ニ別本ニハ、「或三古」ヲ加エテイル。

④「從」別本ニハ無シ。

④「此随方也」別本ニハ、「此處ハ必随方ナリ」トアリ。

④「道」別本ニハ、「道場」トアリ。

④「投也」別本ニハ、「投之」トアリ。

④「上方」別本ニハ、「上」トアリ。

ホー等

一 結火天ノ印ヲ後同真言百反誦之了テ摺レ珠祈ニ念所

求一珠ヲ腕ニ懸ケ丸香ホヲ取置壇上ニ也 若シ急ナレハ百

反満ル間ニモ 取置壇上ニ也 取ル時ハ丸散切ト取リ 置ク

時ハ切散丸ト置ク也 一〇丸ニ散ニ如レ此取レ之 一〇丸〇切〇如レ

此置レ之 鈴杵丸香ホハ取モ置モ左手也 一〇塗持物

如レ此取一之 一〇塗持物 如此置之 次取二丸一支一

解テ結ヲ一〇とコヲ投二炉中ニ木ヲ置ニ金剛盤ノ上ニ也 付

之木ノ本ヲと尊ノ方へ向ルト行者ノ方へトノ二義有之 隆

源僧正正時ハ二義ノ中向ニ本ヲ行者ノ方ニヌレハ先ツ本ヲ

油ニサシ後ニ末ヲ指テ投レ手ヲ仰ル事二度ナル故ニ煩ア

リ 本ヲ仏ノ方へスレハ先ツ本ヲ油ニサス時ハ手ヲ覆セ末ヲ

油ニサス時ハ仰ル故ニ其任投クルハ投クルニ便リアリ

但シ本ヲ行者ノ方へスル時モ先ツ末ヲ油ニサシ後ニ本ヲサス

へキ坎 是ハ投ルニハ便アレト本末ノ義不定也 云

脇机ニ置時ハ壇木乳木トニ諸流皆以木ノ本一ヲ行者ノ方へス

⑤① 「如此置レ之」別本ニハ無シ。

⑤② 「結」別本ニハ、「結緒」トアリ。

⑤③ 「正時」別本ニハ、「御時」トアリ。

⑤④ 「向」本ヲ行者ノ方ニ別本ニハ、「向行者為勝云」トアリ。

⑤⑤ 「ヌレハ」別本ニハ、「尔『近來ハ當レ松ト本ヲ本尊ノ方へスル也其故ハ行者ノ方へスルハ」トアリ。

⑤⑥ 「本」別本ニハ無シ。

⑤⑦ 「木ノ本」別本ニハ、「本」トアリ。

挿一插、畧一圖

ル也 次壇木ハ二三座ノ分モ一度ニ置レ机也 積ム時

十三四本計リ取リ左へ移ノ一支ツツ挿之如レ畧ノ積之ヲ上ノ

六技ヲハ三支宛ハサミ二度ニ積ム也 三支一度ニハサムニ

油断スレハハサミ落也 能々可用意 御修法等其外

晴ノ時ハ木ヲ不取手ニ乍置机ニ挿之積ム也 是復无越度一

之様ニ可レ計

臺一合

次ニ松ニ火ヲ付ルニ不越糸ヲ也 灯臺糸ノ外ナレハ外ヨ

リトモシ 糸ノ内ナレハ鳥居ノ内ヨリトモス也 薪ニ

火ヲサシテノ後ハ火ノ不レ消ヘ様ニ可心懸也 段ニ共ニ

火天段ニ火ヲサシタル任ニテトヲルヘキ也 若シ火滅ト

セハ脇机壇木ヲ二三支宛モ可焼加フ 次ニ火ヲサシテ

後扇クニ之念珠ヲ以不記数ヲ也 又ヤウカマシク扇クヘ

カラス尋常ノ如扇物ヲフワ〜ト可扇ク 諸尊段ニ積

木一時モ自レ本火不レレ滅重テ不可指火ヲ扇ク也 五段

各ニハ積ミ木ヲ不可火ヲ指ス

⑤⑥「左へ移」別本ニハ、「左へ取テ移」トアリ。

⑤⑦「ハサミ」別本ニハ、「ハサミテ」トアリ。

⑤⑧「時ハ木ヲ不取手ニ乍置机ニ挿之積也 是復无越度」別本ニハ無シ。

⑤⑨「可レ計」別本ニハ、「可相計」トアリ。

⑤⑩「灯臺」別本ニハ、「灯是」トアリ。

⑤⑪「段ニ」別本ニハ、「五段」トアリ。

⑤⑫「サシテ」別本ニハ、「サシ」トアリ。

⑤⑬「以」別本ニハ無シ。

一置助木一木事左ノ椽際鳥居方可置之 壇木ニハ別ノ助木无之每座餘分ヲ置ク也^{⑤⑥}

⑤「也」別本ニハ、「故」トアリ。

一火天段 底一支タ本尊ノ方ヲハハ炬ノフチへ上カケ行者、方ヲ内ノキサニ下置ク也^⑤

一壇木乳木共ニ不可削之一壇木ハ少シ太ク乳木ハ百八支

⑤「一」別本ニハ、「次」トアリ。

手ノ内ニ持ル、程ニ可相計一 壇木ノ細キハ早ク燃ル故火滅^{⑤⑥}

⑥「故」別本ニハ無シ。

ヤスシ 八千枚ニハ乳木ヲケツル也 其時モ初ノ百八支ハ

打破木也 常ノ護戸ハ晴モ自行モ共ニ不削一也^{⑤⑥}

⑤「不削」也」別本ニハ、「以不削之」也」トアリ。

一五段共ニ諸真言ニ可レ有ニ息災ノ扇底加句一 但召請ノ

マハ木ヲ撻遣ノ藥車加句アレハ息災ノ句ハ畧スル也

四明ノ言ニモ加句アリ

次諸供物ニ當尊ノ明ヲ用ル也

嗽口ハ五段共ニ只嗽口ノ言也

藕油小杓ニテ大杓ヘクミ入ル、時拍子ヲアワスル様ニ不

可有一隱便ニ搔入ル、也^⑦

⑦「搔」別本ニハ、「搔」トアリ。

隱—隱

次ニ大杓三度小杓三度文 大杓一度ニハ先ツ小杓ニテ三度

クミ入テ大杓ニテ供スル故ニ大小合ノ四度如レ此事三ヶ

度也 都合大杓三度ハ九度也 此分ハ悉ク大杓三度也

而ノ大杓ヲ案ニ返シ置テ小杓ニテ又三度炉中ハクミ

入ル、也 謂之ヲ小杓三度ト也 付之一ノ小杓三度ニハ大

杓ヲ左手ニ持ツト返置ト杓案ニ兩説アリ後ノ説用レ之田舎

ニハ初ノ説用ル事モ有レ之坎ニ大杓ヲ休ヘ返置ハ教舜説ニ

見タリ殊ニ左ノ点有之一ノ左ノ桌ノ分ハ御記ノ分ト見タリ和州

邊ニハ不返置一左ノ手ニ持之仍一端記之已上

一諸供物ノ啓白ハ如塗香ノ云 啓白四句ノ中ニ第二ノ句

ノミ替之 蕪油ハと妙供 乳木ハ清浄支木 飲食妙供^{③⑦}

五穀妙供 切花ハ清浄妙花 丸香妙供 散香妙供ト也

付レ之異説アリ自明抄ノ中ニ切花妙供文 又護決抄ニハ

散花妙供文 尔ト初心行者ハ如上記一可用之^一

一勸請撥遣共ニ投レ花真言ハ小咒也 惣ソ投レ花不問

③⑦「大杓三度ハ九度也」別本ニハ、「大杓三度小杓九度也」トアリ。

③⑧「案ニ別本ニハ、「安」トアリ。

③⑨「杓案」別本ニハ、「杓安」トアリ。

③⑩「返置」別本ニハ、「返置事」トアリ。

③⑪「説」別本ニハ、「記」トアリ。

③⑫「飲食」別本ニハ、「飯食」トアリ。

有之一供養法ノ花鬘ノ花散スルハ前供ニハ中瓶ノ東右行者後

供ニハ中瓶ノ西左行者段々ノ勸請ニハ炬中 段々ノ撈遣ニハ

中瓶ノ東花鬘ノ花ト同処也 供養法ノ撈遣ノ花ハ中瓶ノ西

後供花鬘ノ髻ト同処也能々可心懸一花鬘ノ花散ルトテ遠ク投ルハ局護

廣ニ也

一本尊段初心ノ時ハ自加持ハ劔印慈救 召請 撈遣 大鉤

召ノ印ニテ慈救咒也 已達ノ時ハ三処共ニ五古ノ印ニテ慈

救咒也

付之一自加持ハ内五古 召請 撈遣ハ外五古也 秘藏ノ

口傳也 不可顯露一物ヲ已達ノ作法ハ随分秘義也

一供物ニハ慈救咒也 一六支一度ニ投ル先言又有テモ不レ苦⑦⑧

一藥種加持初心ノ時ハ一古ニテ一字ノ明七返已達テハ三

古ニテ加持ス

一加持物了テ摺リ念珠ヲ随意可祈念所求ヲ也

一諸尊段自加持初心ノ行者ハ智拳印ニテ  也

⑦ 「髻」別本ニハ、「万」トアリ。

⑧ 「トテ」別本ニハ、「トテ」小字ニ行割

書ニナツテイル。

⑨ 「不レ苦」別本ニハ、「先苦」トアリ。

井一菩薩

召請撻遣ハ大鈎召ノ印言也 三処共ニ各々加句アリ

如上已達ナラハ三度共ニ五古ノ印ニ

此モ有加句一口傳如上ノ本尊段ノ諸尊段ノ終

當寺本尊又行者ノ持尊不尔ハ 仏井明王任意ニ各々ノ真

言ニテ可供之一 天等已下ハ世天段ニテ可供之一但大師ニハ

諸尊段ト世天段トニ義アリ任意ニ常ニハ世天段也

世天段本尊ノ種子改テ用ル「ス」字一口傳也 此

段ノ終ノミ天等大師尊師ホノ祖師又ハ諸神等ニ供之

次靈分任意可供之 天等ニ各々ノ真言アリ諸神ニハ本地ノ

真言坎或ハ普供養ノ明又ハ光明真言ニテ供之一ヘシ

靈分ハ光明真言也

仰云世天ニ乳木供ノ又火天ニ三支供スル事ハ畧ニ後火天

段一故也 若シ有ハ之一此ノ三支畧スヘシ云

問後火天段ハ位何乎

仰云諸尊段ノ次世天段ノ上也 尔者六段也云

⑧「字改」別本ニハ、「字ヲ用フ」トアリ。

⑨「尊師」別本ニハ無シ。

⑩「供之一ヘシ」別本ニハ、「供スヘシ」トアリ。

一 芥子ハ 黒芥子常ノ子 調伏ニハ カラシナノタ子也

性靈集云秬ハイテナタ子ニ芥於永歲云

一 置糞油器ヲ 所ヲハ云ニ 炬柄ハイト 廣沢ニハ 云柄

一 扇ノ寸尺不定也 常ニハ 八寸計欵 木ノ骨也 骨ノ数

悉ク皆六ツ也 六ノ骨共ニ紙ノヒロサニウラハ廣ク本ハセ

ハシ兩端ノ骨ニ目ヲスカスヘカラス

⑧ 「木ノ骨也 骨ノ数」別本ニハ、「木骨数」トアリ。

⑨ 「ウラハ」別本ニハ、「ウエハ」トアリ。

神供之事

仰云 神決抄ニ法則ノ分ハ不可替一 支度等大ニ相違ノ所

有之流ニノ不同可心得事也云 當一 地一 松一 三流共ニ

神供ノ臺ハ一同也 付莊嚴ニ異迄也 先ツ臺ハ方一尺計リ

坎或ハ八九寸計也 足ヲバサシ足ニスル也 板ノ切目ニ

両方ノハシヘ寄テ可打一 足ノ両方ノハシヲバ丸メ中ヲハ

クリテ取ル也 尪間外見ハ四足ノ躰也 折櫃足如レ此

幣串ヲ立ル穴十二柱穴四如ニ本次第一ニ窟スルカ可建立之一

柱モ串モ長八九寸一尺計リ也 柱ハチトフトク串ハチト

細クシテウラヲフトク本ヲチト細クケツル也

何レモ末ヲ一文字ニ切ル也 柱ハウラ一分アマリ下穴ヲア

ケ繩ヲ引クヘキ用意ヲスル也 其ノ繩ヲハワラシヘ四

節計ニテ吉キ程也 丑寅方ヨリ初辰巳ノ柱ノ穴ニトヲシ

テ一カラミビト引マワス也 カラム時繩ヲ下ヘトル也

如ク楸ノ糸引一也 入レ穴只カラムトノ異也 四方ヲ

③⑤ 「法則」別本ニハ、「法門」トアリ。

③⑥ 「坎」別本ニハ無シ。

③⑦ 「クリテ」別本ニハ、「イリテ」トアリ。

③⑧ 「也」別本ニハ無シ。

③⑨ 「異也」別本ニハ、「異迄」トアリ。

各ノ如レ此ノ丑寅ノ穴ヘ引キトヲシテ丑寅ノ柱際テ柱ノ南イ杓ムスビニ切ル也 此レ迄ノ支度ハ三流共ニ同也 此上ニ當流ハ繩ノ真中ニ房花ヲ一房打カケ 次ニ左右ニ紙ヲ長四寸計リ廣二分計ニ切又繩ニ打懸兩ノ端引ソロヘテ捻下クル也打タレニ寸計 次ニ柱際ワラシヘヨ二筋或ハ一筋繩ノナイ目トヲシテ兩方ヲ取合テ一方ノワラニテカラム根ニマワシマワシテ上ノ方ヨリワラノサキヲサシ入テ下ヘトヲシ引キシメテ打タレニ寸計ニ切ルヘシ結十二字ニ細注目真中ニ上上下下各一寸計坎故ニ一方ノワラマテ結ヘハ一方ハ拔ヤウナルヘシ或又サケヲ結ニスル也 常ニハ用ニ初ノ説也 以上一方ノヒラニ花一ヶ所 紙ニヶ所ワラシヘニヶ所都合五ヶ所也 四方各々如レ此カザルベシ 松ニハ中ニワラシベ 次ニ左房花 次ニ紙也 地ニハ如松ノ一ノ但柱ノ崎ヲ宝形ニスル也 尔者地トト松トトハカサリ様同ニシテ柱ト申ト異也 當トト松トトハ

③①「房花一房」別本ニハ、「房サ」トアリ。
 ③②「捻」別本ニハ、「捨テ」トアリ。
 ③③「或ハ一筋」別本ニハ、小字ニ行割書ニナツテイル。
 ③④「カラム根ニ」別本ニハ、「カラムヤウニ」トアル。
 ③⑤「マワシマワシテ」別本ニハ、「ニトマワシテ」トアリ。
 ③⑥「結目ハ真中ヲ上モ下モ各一寸計」別本ニハ、小字ニ行割書ニナツテイル。
 ③⑦「上モ下モ」別本ニハ、「上ミ下モ」トアリ。
 ③⑧「坎」別本ニハ無シ。
 ③⑨「ワラマテ」別本ニハ、「ワラニテ」トアリ。
 ③⑩「ヲ結」別本ニハ、「緒結」トアリ。
 ③⑪「紙」別本ニハ無シ。
 ④①「松トトハ」別本ニハ無シ。

柱ト串トハ同ニカサリ様別也 此等ノ趣ヲ能ク分別

④②「カサリ様」別本ニハ、「莊様」トアリ。

少シモ不可乱之^一 幣串ノサキヲワリテ紙ヲ長ケ四寸計

廣サ一寸計ニ切テ中ヨリ折テ々目ヲ下ニ串ニハサム也 三

分一計ハサミテ三分二計ハ繩ヨリサシ出ル也^{已上三流ノ同}

④③「ハサミテ」別本ニハ、「ワリハサミテ」トアリ。

一供物ヲハ折敷ニ調置也 其分如次第^一 浮香花ト者

④④「其分」別本ニハ、「其方」トアリ。

桶ニ入テ水ヲ花一房サト抹香ト浮ル也 水ハ桶ニ六分目

入ル也 粥ト者五穀ニ入ル、水ヲ一^一ニ桶共ニ水同シ程ニ

④⑤「也」別本ニハ無シ。

入ル也 杓ハ二ツ也 杓ト者闕伽ビサコノ体也 竹ニ

テモサスヘシ 散米ト者常ノ米ニ加ニ散紙ヲ也 其ノ散

④⑥「散紙ハ」別本ニハ、「散紙ト者」トアリ。

紙ハ四方ヲ二分計リニ切ル也 是ヲ米ニカキアハセテ用

④⑦「四方ヲ」別本ニハ、「方」トアリ。

之^一 房花ハ二房サ計リ也 折敷ノ中程ニ置之^一 香水ト

粥ヲハ乍置折敷ニ杓ニテ 供之余ノ三ヲハ土器ヲ取テテ左手ニ

④⑧「左手」別本ニハ無シ。

持之^一 右手ニテ 供スル也 何レモ幣立タル上ヨリ臺ノ真

中一処ヘ供之^一 三ト入ル、 供了^一 余殘ヲハ 供処ヘ打ウツス

也 悉ク了テシメノ紙カケタル花ト串ノ紙ヲハ 供シ捻タル

④⑨「捻タル」別本ニハ、「捨タル」トアリ。

物ト一ツニシテ閑所ニスツル也 或入江河^一又ハ埋レ土ニ

或ハ閑所ニ神供壇ヲカマエツレハ其壇所ヘウツシ捨也

問其壇如何 仰云方形ニ石ニテ築之^一小石ヲ敷ク事モ有リ

或ハ方形ナル石壇ノ勢ナル有^一ラハ之一其任置テ壇トスル也

又廣澤ニハ臺ヲ三尺計リニサシテフチヲ打スナヲシキテ

神供臺トスル也 供シ了テ臺ノ上ニテ供シ捨タル供物ホ

焼也 而ル^一今時先相傳一人乱ニ野澤ノ流^一不レ分報地松

沙汰之^一大ニ忘^一ル師資ノ相承ヲ偏ニ背ク秘宗ノ本意^一者歟

故ニ諸流ノ不同且談^一カ^一スト之^一云

又仰云惣ノ築^一クハ壇^一ヲ自房ナトノ事也 御修法ホ其外於

施主ノ所^一何有^一其沙汰^一乎 御修法ニハ必^一ス丸阿伽折敷

用之^一也 丸阿伽折敷ニ置臺^一ヲ^一ノ余^一リニ置供物^一

^⑬円口ニ方形ヲ^⑭ラケハ^⑮ウチニ 必^一円形ニアマリアル故

種ノ供物ノ土器南ノ方ノ餘^一リノ折敷ニ置也 供了^一テ折敷ニ

打ウツシテ江河ヘ流シ又埋ナトスル也 自行ノ時^一モ此ノ

⑩「ウツシ」別本ニハ、「ウチウツシ」トアリ。

⑪「小石」別本ニハ、「少石」トアリ。

⑫「也」別本ニハ無シ。

⑬「阿伽」別本ニハ、「闕伽」トアリ。

⑭「阿伽」別本ニハ、「闕伽」トアリ。

⑮「円口」別本ニハ、「円形」トアリ。

⑯「ラケハ」別本ニハ、「ラクハ」トアリ。

⑰「ウチニ」別本ニハ無シ。

⑱「折敷」別本ニハ、「折敷ニ桶ヲ」トアリ。

徑一徑、徑

作法弁當也云 丸阿伽折敷徑ズカ一尺八寸計ナルヘシ

物ノ臺柱串ホ何レモ定レル量先之一ツ子サマ用來ル分量ヲ

出迄也 尔ル先相傳ノ人見當ニ寸尺ヲ取リテ定量トノ

示門弟ニ事大ナル僻事也 故ニ些ニ事ニモ定量ノ有無迄

ヲモ習間不ラ顯露セ為秘事ト也 不可油断一ス云

一雨儀②③之作法如何 仰云縁ノ上ナトニテ供スル也

此復秘事云

權大僧都宥怡記之了

①④ 「弁」別本ニハ、「允」トアリ。
②③ 「阿伽」別本ニハ、「闕伽」トアリ。

②① 「些々事」別本ニハ、「此二字ノ事ニモ
定置」トアリ、更ニ貼紙ヲ付シテ、
ソノ付箋ニハ「此二字ノ事ニモ定置トハ
或本ニハ此ム子ノ事ニモ定量トアリ」トアリ。

②② 「習間」別本ニハ、「習問」トアリ。

②③ 「雨儀」別本ニハ、「兩儀」トアリ。
②④ 「秘事」別本ニハ、「秘事也」トアリ。

②⑤ 「宥怡」別本ニハ、「即也房宥怡」ト
アリ。

取一所

②⑥ 御自筆
已上四度加行之分畢少々ハ本ヲ直之畢

彼両帖之内少々申違之分乍憚直之了其外不被直在取

ヲハ書拔者也 抑先度下向之時雜談之次此等之子細以

愚案令申之処如此被殘筆跡之間迷惑之至也 於四度

②⑦ 「申違之分」別本ニハ、「違之分」ト
アリ。

法則等^二者^一両記之外原記分明也 又於水丁印可^一者頼
瑜教舜記又於同支度^{④②}者蜜抄原記亮深記等有之^{④③}上
者不可及此ホ之口説或若有相違之処者可被削捨候也

文龜元三月廿一日記之

澄恵^{④④}
御判
先之

私云先年於關東御口説粗記之今度住山之尅及御披覽
少^{④⑤}ハ直^{④⑥}ニ々サレ愚抄又取捨分書拔加奥書下給了

依^{④⑦}○或人之競望難去兩帖^{④⑧}之内先此一帖御自筆
書入レ清書了不可有聊尔^{④⑨}ととととと

永正二年七月五日

法印宥怡^{④⑩}

私云源雅大僧正仰云於當流者教舜頼瑜之両記之中以^{④⑪}
頼瑜之記^{④⑫}可為本^{④⑬}又此抄者直澄恵僧止之口説清記之

④⑦ 「於」別本ニハ無シ。

④⑧ 「於」別本ニハ、「之」トアリ。

④⑨ 「蜜抄原記」別本ニハ、「。蜜抄原記」トアリ。

④⑩ 「等有之」別本ニハ、「等濟^{④⑪}、有之」トアリ。

④⑪ 「或」別本ニハ「哉」トアリ。

④⑫ 「有」別本ニハ無シ。

④⑬ 「者可」別本ニハ無シ。

④⑭ 「聖判」別本ニハ、「御判之」トアリ。

④⑮ 「直ニ々サレ」別本ニハ、「直之」トアリ。

④⑯ 「○」別本ニハ、「快詮房」トアリ。

④⑰ 「母難」別本ニハ、「^{④⑱}印^{④⑲}」トアリ。

④⑱ 「清書」別本ニハ無シ。

④⑳ 「宥怡」別本ニハ、「宥怙」トアリ。
前脚注^{④㉑}参照。

④㉒ 「私云」以下ハ別本ニ無シ。

間不可有聊相違^一由堅御意也又此ノ抄吾○事違有^ヲ者
師資相承間吉^ヲ可用由^云

衆一衆

汀一灌頂

此抄源雅僧正如此依被仰南都有自宗ノ之歛事外被成秘

藏^云南都ノ之西之坊汀行之時源雅僧正御下向之時直

被仰^云

⑧明和三戌年八月写得之了 金資動潮五十八
戈

享和三癸亥年二月写得之一校竟 求法有豊

〔以下別本奥書〕

於高野山西院山本坊寫畢御廻向_三可預者也

心 月 牙 不

慶長拾四年八月廿日

石劔銀山之住舜良_三房

有壽_又

安永八年亥八月十日書寫之了

丹及何鹿郡西方村

審満寺

苾芻智光

むすび

この『四度加行用心等』（『十金胎護』）の伝授阿闍梨であつた上醍醐行樹院澄恵権僧正については、『野澤血脉集』
卷第二に、

④長者・印可灌頂者四十九人
「第三十五澄恵」

號^二行樹院權僧正^一。賢深付法。俗姓財河。河内守大江親重ノ息。百三代後花園院永享四年誕生也。入滅永正十三年
丙子八月六日。年八十五。付法十八人^①」

とあつて、続いて第三十六代源雅僧正を含めて十八人の付法の資の名前をあげている。

これによれば澄恵権僧正は、永享四年（一四三二）の誕生で、応仁元年（一四六七）の応仁の乱の時は数え年
三十六歳であり、下醍醐の諸堂・諸院が焼失したのは、三十九歳の文明二年（一四七〇）の時であつた。

大寺院には多くの修行者のための大きな建物（道場・庫裡）や広い境内があつて、多数の軍勢を駐留させるのに適
しており、軍事拠点ともなり得るために、敵対する者たちからは攻撃目標となり、戦争の巻き添えにあつて焼き払わ
れることが多かつたのである。

この下醍醐焼失の時のことを、澄恵僧正への付法の師である釈迦院賢深大僧正（一四三〇～一五〇四）が記録して
おられ、それを後の醍醐寺第八十代座主義演准三宮が、自ら編纂した『醍醐寺新要録』卷第八下神祇部本清滝宮篇の中
に取りあげておられるので、その部分を掲出すれば、

「賢深僧正記云、山下鎮守炎上事、

文明貳年八月十九日勸修寺ノ城破、武田方軍勢多打死了。翌日廿日當所^ニ押入、寺中^{ニハ}金堂・三昧堂・清凉堂・御

影堂・清瀧宮・同拝殿・長尾社・同拝殿・閑伽井小社・炎魔王堂・八足二天・廻廊・灌頂院・御子屋上下貳等也。
金剛輪院ヲ始テ金剛王院・報恩院・理性院・地藏院・妙法院・觀心院・菩提寺諸坊無殘一時ニ灰盡ト成了②とある。

この頃に起た応仁・文明の乱は、一般的に戦国時代の始まりとされ、この『醍醐寺新要録』の文中の「武田方軍勢」とあるのは、細川勝元（一四三〇～一四七三）を大将とする東軍の武田信賢のみかた（一四二〇～一四七一）の軍で、山科の寺院に駐留し、下醍醐寺にもその軍兵がいたことから、西軍の大内政弘（一四四六～一四九五）軍に攻撃されることになったようである。

その点笠取山の山上近くの上醍醐寺は、軍隊を駐留させるには不便であり、武田信賢の軍勢がいなかったこともあって、大内政弘軍に攻められることがなかったのであろう。

ただ山の上は落雷が多く、高野山でも同様であるが、雷火による火災の被害をこうむり易く、創建当初のままの建て物はほとんど無いと思われる。

『山城名勝志』巻第十七には、上醍醐と下醍醐に後世であるが存在した諸堂・寺院の名前が記されており、上醍醐には葉師堂、准胝堂、如意輪堂、五大堂、延命院、念覺院、觀音堂、清瀧社、中院、持明院、円光院、金剛輪寺、御影堂、南禅寺、円明院、円明房、釈迦院、恵心院、盛琳院、寛幢院、安養院、横尾明神等、多くの諸堂・諸院があったことが知られる。^③

この『山城名勝志』は、正徳元年（一七一）四月に刊行されたもので、ここに記されていることは、その編纂された頃の状況をあらわしていると思われるが、澄恵権僧正がおられたはずの行樹院の名前が見られない。

行樹院については、既に前に触れているが、澄恵権僧正の孫弟子にあたる深応権僧正（一四八九～一五七三）が、

永祿八年（一五六五）十二月十二日に、この行樹院で行った印可灌頂の指図の頼勢師本を、寛永十一年（一六三四）二月二十二日に堅覚により転写されたものが、醍醐寺に残されており、笠取山の山上の上醍醐のどの辺にあつたか明らかでないが、存在していたことは事実であつて、この指図の中の書き込みには、「印可指畧上西寂靜院之内行樹院深應僧正御口説」とあり、上醍醐寂靜院との関わりが知られるが、寂靜院は開山堂の東にあるという寂靜院谷をいっただけであらうと思われる。

またこの行樹院で行われた印可灌頂の時に、大阿闍梨深應権僧正から受法した六人の受者の中に、頼心房性盛（一五三七〜一六〇九）の名前が見られることは、前に記したところであり、その性盛僧正が報恩院第三十六代の源雅僧正（一四九一〜一五六二）から伝授された、四度の行法に用いられる諸切紙が九通あつて、それを『四度用意諸切紙集』^⑤としてまとめておられ、その中の「四、四度本尊并兩祖懸様圖」、「八、四度次第諸流分別事」の末に、「上西行樹院於「閑窓」書之 性盛頼心房」とあり、行樹院で書写していたことが知られる。

澄恵権僧正についても、文明二年（一四七〇）五月の醍醐寺文書が、史料京都の歴史 第十六巻 伏見区の中に取りあげられていて、その醍醐村の「大乱のなかで」の「醍醐寺領の郷民蜂起に対し、衆徒執金剛神に呪詛する。」^⑥とある文で、その中の陀羅尼結番衆の中の一人に行樹院僧都とあるのが見られ、これは澄恵権僧正のことと考えられる。醍醐の山上・山下には、貴族や有力者たちが諸堂や諸院を建立したようであるが、何処にどのような建造物があつたのか詳細がわかっていないので、名前がわかっていてもどの場所に存在したのかわからず、醍醐寺に所蔵されている八百函にのぼるといふ古文書・聖教類^⑦を精査すれば、種々の事実が明らかになるであらう。

澄恵権僧正の伝授が行われた常陸国（茨城県）の受者たちについても、前に少し触れたが、その受者については『野

澤血脈集』第二卷付法第三十五祖（行樹院第三十四祖）の項に記されている。

そこに記されている受者の三人は、常州筑波知足院宥玄、同水戸和光院即也房宥怡、同所六蔵寺理順房惠範である。^⑧宥玄師の筑波知足院^⑨は、日本歴史地名大系8『茨城県の地名』によれば、筑波山知足院と号し、奈良時代の法相宗の高僧徳一（七六〇頃〜八四〇頃）によって開創されたといわれ、千手観音菩薩を本尊として筑波山中腹の筑波山神社拝殿を含む地域にあった真言宗寺院であった。

筑波山中に六十六ヶ所あるといわれる禅定修行の岩屋の中核であることから、中禅寺と称するようになったように、江戸時代には徳川幕府の外護を得て隆盛することになり、江戸に別院が設立されているほどであった。

しかし、明治元年（一八六八）の神仏分離令を受けた廃仏毀釈の嵐により、楼門、神橋、境内社以外の多くの堂塔が破壊され、宥玄師に関わるような古文書類も失われてしまったと思われる。

この『四度加行用心等』の筆録者である即也房宥怡師の水戸和光院は、現在では茨城県東茨城郡内原町大字田島にあり、日本歴史地名大系8『茨城県の地名』によれば、和光院過去帳の中に、開山は野口宥怡師とあり、永正八年（二五一一）の発願であったようで、『四度加行用心等』を伝授されたのが明応七年（一四九八）であることから見て、この澄恵権僧正からの受法者である即也房宥怡と同人であると考えられる。

次の理順房（青壮年時代は离准房）惠範師の六蔵寺（六地藏寺の略名）は、神奈川県金沢文庫、栃木県の足利学校について、関東で第三番目の貴重な文献資料を豊富に所蔵する寺院であるとされ、茨城県東茨城郡常澄村字六反田にあり、江戸時代に水戸藩の徳川光圀公の厚遇を得、永世護持保管のために収蔵庫として境内に土蔵を建て、更に後々の保存のために役立てるよう、光圀公の配慮で庫内に小判三十数両を秘蔵していたといわれる。

この貴重な文献資料を各地で書写蒐集したのが、六地藏寺の第三代とされる恵範師であるといわれ、その文献資料の一部が六地藏寺善本叢刊全八冊として出版されている。

その善本叢刊の第八冊別巻に、長年にわたって六地藏寺の文献資料調査に携わられた、慶應大学斯道文庫長阿部隆一博士の「六地藏寺法寶藏典籍について」¹²⁾の論文があり、その中に所蔵文献調査をもとにした、六地藏寺の「沿革と現状」が執筆され、更にもっとの中に恵範師の略歴が紹介されている。

それによれば、寛正二年（一四六一）に六地藏寺の近くで誕生されたようで、文明十年（一四七八）十七歳の時に有実師について得度し、离准房恵範とも称していたようである。

諸寺院の碩学を尋ねて行学を積み、更なる勉学修行のために上方に上り、愛媛（伊予国）の安養寺、香川（讃州）の聖通寺、滋賀の三井寺、奈良の東大寺等の名利で研鑽を積んで帰郷している。

明応四年（一四九五）卅四歳から明応七年（一四九八）卅七歳頃は、六地藏寺のある六反田近くの栗崎の仏陀院（現存せず）に住していたようで、この『四度加行用心等』の伝授が行われたのは明応七年であり、この頃であったことになる。

この時に行われた伝授について記された本書（『四度加行用心等』）は、当然であるが伝授阿闍梨である澄恵権僧正の校閲を得る必要があり、翌々年の明応九年（一五〇〇）卅九歳に山城の醍醐寺に上って灌頂受法し、醍醐寺所蔵の聖教類の書写に勤めていたようで、この時本書の筆者である有怡師も一緒に醍醐寺に登嶺されたと推測され、文亀元年（一五〇一）正月廿一日澄恵権僧正の校閲を得ている。

六地藏寺善本叢刊第一巻『六地藏寺恵範上人資料』の最初に「六地藏寺系圖」¹³⁾が取り上げられており、これは巻首

部が欠失している卷子本であり、題名部分が無いために仮称を付したもので、内容的には大日經奥疏講伝で著名な伊豆流の法流系譜である。

この中に有祥―有甞―上有―有尊と法流が継承され、有尊から六地藏寺開山の有覚に授けられ、更に有覚の付法の資に宥考、宥怡、宥弘の三人がおり、宥考からの受法者に六地藏寺第二代の宥実がいて、その付法が第三代の恵範である。

この法流系譜から見ると宥怡師は恵範師よりも年長であったと推察され、その宥怡師の名前の下に和光院と記されており、澄恵権僧正からの受者の一人の宥怡と見られる。

伊豆流の法流系図は、密教大辞典にも（六六頁）収載されており、^④その中に恵範師の名前も見られ、六地藏寺の相承もこの法流の重要な伝承であったことになるであろう。

なおこの六地藏寺善本叢刊別巻に、「六地藏寺法寶藏典籍文書目録」^⑤があり、現藏するすべての典籍文書の名目が掲載されていて、これによれば恵範師の師僧である宥実師に関わる典籍文書がかなりの数にのぼり、恵範師の蒐書修学は師僧宥実師からの教示があったとも考えられる。

註

- ① 『野澤血脈集』 真言宗全書 第三十九巻 昭和五十二年十月三十一日発行（復刊） 通頁三九二頁下段～三九三頁上段。
- ② 『醍醐寺新要録』 上巻 醍醐寺文化財研究所編 平成三年十月十六日 第一刷 四六二頁～四六三頁。
- ③ 『山城名勝志』（全二十一巻三十冊） 新修京都叢書 第十四巻所収 平成十七年四月二十日 第三刷発行 臨川書店

三百八十五頁下段～三百九十八頁に、諸堂、諸院の名前をあげている。

- ④ 醍醐寺叢書史料篇 第一卷『建築指図集』 総本山醍醐寺編 平成二十四年十一月九日発行 勉誠出版 図版篇三～四頁上段 解説篇九頁下段～十頁下段。

- ⑤ 『四度用意諸切紙集』 性盛ム集し之 これは外題であり、宥豊師の長方形の朱印がある。

成田図書館蔵書分類目録四〇四頁上段 ち 三三六〇 この文書は、図書総目録には見られないので、他本との校合は現在はおかない。

切紙九通その他をまとめたもので、初めに九通の題名を目次として掲出しており、その初めに「四度支度」とあり、これが内題と見られる。

- ⑥ 史料京都の歴史 第十六卷 伏見区 醍醐村 九二頁 平成三年一月十日 初版第一刷発行 平凡社。
- ⑦ 前註④醍醐寺叢書史料篇 第一卷『建築指図集』解説篇「指図史料」一頁。
- ⑧ 前註①『野澤血脈集』第二 通頁三九二頁下段 付法血脈系譜図。
- ⑨ 日本歴史地名大系8 『茨城県の地名』一九八二年十一月四日 初版第一刷 平凡社 五五九頁 「中禅寺跡」の項参照。
- ⑩ 前註⑨『茨城県の地名』二五二頁 「和光院」の項参照。
- ⑪ 前註⑨『茨城県の地名』二四八頁 「六地藏寺」の項参照。
- ⑫ 六地藏寺善本叢刊 別巻 昭和五十九年三月二十一日発行 汲古書院 二九九頁～三三三頁。
- ⑬ 前註⑫六地藏寺善本叢刊 第一巻 『六地藏寺恵範上人資料』五頁～三一頁。
- ⑭ 密教大辞典 増訂版 第一巻 昭和四十三年十一月十日 増訂第一刷 法蔵館 六六頁。
- ⑮ 前註⑫六地藏寺善本叢刊 別巻 「六地藏寺法寶藏典籍文書目録」三三七頁～三七二頁。